

# 職務創作意匠に関する裁判例の概観

会員 藤本 一

## 要 約

本稿では、いわゆる職務創作意匠に関する裁判例を通覧する。調査の結果、7の事件を検出した。うち5件が、相当の対価を請求する事件だった。大阪地判平成29年10月12日・平27(ワ)8271・判時2434号48頁〔物干し器 | タカラ産業〕のみが、原告がデザイナーで、職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求された事案（ただし、請求棄却。）と見られる。職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求され、認容された公判裁判例は、検出されなかった。また、平成16年以降の改正法が適用された公判裁判例は、いまだないと見られる。職務創作意匠に基づく相当の対価の請求が認容された裁判例のいずれにおいても、当該事案に特有の事情が強く作用しているおそれがあると理解される。

## 目次

1. はじめに
2. 裁判例の概観
  2. 1 検討対象
  2. 2 事案の類型
  2. 3 法律の適用関係
  2. 4 原告の属性
3. 「相当の対価」の算定
  3. 1 概要
  3. 2 超過売上高の割合
  3. 3 仮想実施料率
  3. 4 原告の貢献度
4. まとめ

## 1. はじめに

意匠法15条3項は、特許法35条を準用し、いわゆる職務創作意匠について規定している。これまで、職務創作意匠の解説といえ、主要なコンメンタールを含め、職務発明に関する説明に倣ったものがほとんどだったと思われる<sup>(1)</sup>。職務創作意匠に関する裁判例は少なく、また、論点の大部分が職務発明と共通するから、そのような解説の方針は妥当である。

他方で、筆者の見聞限り、職務創作意匠の裁判例を特別に取り上げたり、それらを通覧したりする先行研究は、見当たらない。そのため、裁判例が少ないとはいえ、実際にどの程度の数しかないのか、職務創作意匠に関する紛争が具体的にどのように生起しているのか、職務発明の裁判例とどのような違いがあるのか、などといった点が明らかではなく、職務創作意匠の裁判例に対する全体的な見通しが悪い、という印象を受ける。

そこで、本稿では、職務創作意匠に関する裁判例を概観する（後述2.）。次に、職務発明に関する裁判例<sup>(2)</sup>との比較で、もっとも差異がある（職務創作意匠に特有の考慮があり得る）と考えられる、「相当の対価」（本稿でこの語を用いる理由につき後述2.3）の算定について、若干の検討を行う（後述3.）。

## 2. 裁判例の概観

### 2.1 検討対象

判例データベース『判例秘書』及び『LEX/DB』を用いて、キーワード「意匠」、「職務」及び「創作」を、「and」接続で検索し、検出された裁判例を目視で確認し、次の裁判例を抽出した。

- ① 大阪地判昭和62年1月26日・昭60(ワ)6782・判タ640号217頁〔剛性物質穴あけ用ドリル〕<sup>(3)</sup>
- ② 大阪高決平成2年9月13日・平元(ラ)590・無体裁集22巻3号569頁(原審：神戸地決平成元年12月12日・昭62(ヨ)527・無体裁集21巻3号1002頁)〔水門扉〕
- ③ 東京地判平成4年9月30日・平元(ワ)6758・知的裁集24巻3号777頁〔三角プレート | カネシン〕
- ④ 東京高判平成16年9月29日・平15(ネ)2747・判時1887号99頁(原審：水戸地土浦支判平成15年4月10日・平8(ワ)202・判時1857号120頁)〔鉄筋曲げ機〕
- ⑤ 知財高判平成25年7月11日・平24(ネ)10099・判時2209号121頁(原審：大阪地判平成24年10月16日・平21(ワ)4377)〔輸液容器 | ニプロ〕
- ⑥ 大阪地判平成29年10月12日・平27(ワ)8271・判時2434号48頁〔物干し器 | タカラ産業〕
- ⑦ 知財高判令和5年1月23日・令4(ネ)10062・10064(原審：大阪地判令和4年3月24日・平29(ワ)7391・平31(ワ)3587)〔ファン | 三菱電機〕

### 2.2 事案の類型

これらのうち、①〔剛性物質穴あけ用ドリル〕及び②〔水門扉〕は、法定通常実施権に関する裁判例で、それら以外は、いずれも、相当の対価の請求に関するものである。

相当の対価請求事件の裁判例のうち、職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求されたのは、⑥〔物干し器〕(請求棄却<sup>(4)</sup>)のみである。それ以外の事件では、職務発明に基づく請求(⑦〔ファン〕<sup>(5)</sup>)、職務考案に基づく請求(③〔三角プレート〕)又はそれら両方(④〔鉄筋曲げ機〕及び⑤〔輸液容器〕)が、あわせてなされていた。

### 2.3 法律の適用関係

特許法35条は、立て続けに改正されたため、平成16年改正前の法律(以下「昭和34年法」という。)が適用される事件、平成16年改正後、平成27年改正前の法律(以下「平成16年法」という。)が適用される事件、平成27年改正後の法律(以下「平成27年法」という。)が適用される事件、の3種類が存在し得る。

前述③～⑦の裁判例のうち、⑥〔物干し器〕のみが平成16年法に関する事件で、ほかは昭和34年法に関する事件<sup>(6)</sup>である。したがって、平成16年法及び平成27年法が適用されて、職務創作意匠に基づく相当の対価・相当の利益の請求が認められた公判裁判例は、いまだないと見られる。そのため、本稿では、原則として、「相当の利益」ではなく、「相当の対価」との語を用いている。

### 2.4 原告の属性

前述③～⑦の裁判例の事件の原告は、判決文から読み取れる限り<sup>(7)</sup>、⑥〔物干し器〕の原告を除いて、いずれも非デザイナー(ただし、エンジニアとも限らない<sup>(8)</sup>)と推測される。⑥〔物干し器〕(おそらく③〔三角プレート])も)以外の事案では、デザイン開発の成果物を意匠登録していたというよりは、技術開発の結果、副産物的に生じたデザインを意匠登録していた、という経緯と思われる。したがって、デザイナーによる、職務創作意匠に基づく相当の対価・相当の利益請求事件で、請求が認容された事件の公判裁判例は、いまだないと見られる。

先行研究<sup>(9)</sup>によれば、1998年～2013年に出願された約38万件の意匠登録出願のうち、約6割の約22万件の出願で、その創作者に、特許出願の発明者が含まれていた、という。したがって、このような原告の属性の傾向が見られることは、不思議ではないと思われる。

### 3. 「相当の対価」の算定

#### 3. 1 概要

職務発明と職務創作意匠とは、大部分の論点が共通する。例外の一つ<sup>(10)</sup>は、相当の対価の認定と考えられる。発明と意匠とは、それらから「使用者等が受けるべき利益」も、発明・創作に対する「使用者の貢献度」（従業者の貢献度）も、自ずと異なり得るからである。

前述③～⑦の裁判例のうち、職務創作意匠に基づく相当の対価の算定がなされているのは、③〔三角プレート〕及び④〔鉄筋曲げ機〕である。

結論を先取りすると、いずれの判断も、それら事案に特有の事情が強く作用しているおそれがあると理解される。したがって、これら裁判例を以って、職務創作意匠に基づく相当の対価請求事件を代表させたり、一般化したりにすることは、慎重になった方がよいと考えられる。

③〔三角プレート〕及び④〔鉄筋曲げ機〕のいずれも、使用者が自ら意匠を実施していた事案で、相当の対価の額は、「(使用者等が受けるべき利益) × (仮想実施料率) × (原告の貢献度)」の計算式（このうち「使用者等が受けるべき利益」は、「(使用者の自己実施による売上高) × (超過売上高の割合)」である。）で算定されている。これらのうち、③〔三角プレート〕及び④〔鉄筋曲げ機〕における、「超過売上高の割合」、「仮想実施料率」及び「原告の貢献度」は、次表のとおりである。

	超過売上高の割合	仮想実施料率	原告の貢献度
〔三角プレート〕	1/2	2%	65%
〔鉄筋曲げ機〕	1/3	1.5%	15%

#### 3. 2 超過売上高の割合

いずれの裁判例でも、職務創作意匠による超過売上高の割合は、職務発明や職務考案によるそれと同じと認定されている。他方で、⑤〔輸液容器〕の一審判決は、代替意匠があり得ることから、「従来技術と比較して市場における他社の参入を困難とするような技術的優位性があるとまでは認められない。」として、職務創作意匠による超過売上高の発生を否定したと理解される<sup>(11)</sup>。

「使用者等が受けるべき利益」は、意匠の実施を排他的に独占し得る地位を取得することにより得られる利益であると解される<sup>(12)</sup>。意匠の場合、⑤〔輸液容器〕の一審判決が指摘するとおり<sup>(13)</sup>、意匠権があったとしても、代替意匠による市場参入は、少なくとも特許権や実用新案権がある場合に比べれば、容易と考えられる。現に、多くの企業の職務発明・職務創作意匠規定で、職務創作意匠の報奨金の額は、職務発明のそれに比べて、低いと思われるところ、その理由の1つには、このような考慮があると考えられる<sup>(14)</sup>。

そうすると、職務創作意匠による超過売上高の割合と、職務発明や職務考案によるそれが、同じとは限らず、むしろそれより低く評価される場合の方が多いと考えられる。

#### 3. 3 仮想実施料率

対照的に、仮想実施料率の認定では、特許権の実施料率に基づいて、そのおおよそ半分の料率が認定されている<sup>(15)</sup>。

③〔三角プレート〕では、「社団法人発明協会研究所が行った昭和四三年から昭和五二年の実施許諾契約の実態調査の結果」によれば、「実施料率のばらつきは1%から19%で、最頻値が3%、中央値が4%、平均値が4.51%」<sup>(16)</sup>（漢数字を算用数字にした。以下、引用文中で同じ。）で、同事件で問題となった意匠及び実用新案のいずれも「製造にノウ・ハウ等はあまりなく、図面さえあれば高度な技術を必要としないで生産できること等」が考慮され、2%と認定された。

また、④〔鉄筋曲げ機〕の一審判決は、「実施料率は、発明（特許権）については3%、考案（実用新案権）については2%、創作（意匠権）については、需要者が金属加工機械製品を選択するに当たって意匠が影響する度合いはさほど高くないものと推認されるから、そうした特殊性を考慮して1.5%とするのが相当」とした（二審判決

も同旨)。

### 3. 4 原告の貢献度

職務発明については、使用者の貢献度はおおよそ90%以上で、95%を超えて認められることはそれほど多くない<sup>(17)</sup>(すなわち、従業者の貢献度は、通常5~10%)、と説明される。これに対して、③〔三角プレート〕及び④〔鉄筋曲げ機〕のいずれでも、原告の貢献度が高い(なお、④〔鉄筋曲げ機〕では、創作者が原告ともう1名の計2名で、従業者の貢献度があわせて30%と認定され、原告の貢献度は、その半分と認定された。)。ただし、このことは、職務創作意匠であることとは、無関係であると理解される。

③〔三角プレート〕の原告は、被告の専務取締役で、被告のリソースをほとんど利用せずに創作等を行ったと認定されている。また、④〔鉄筋曲げ機〕の原告は、本件実施品の開発等のために被告会社に入社した者で、被告らの主張によれば、「技術者として、いくつもの企業を渡り歩き、その間、独自に研究所を構えるなどして、発明、考案をしては自己の名義で出願もし、前述のとおり、特許、考案についてはかなりの知識を有し、本件考案を利用して被告入社後に金銭的利益を得ようとしていた」ともされている。いずれの事件でも、原告による成果物は、属人性の高いものだったと思われる。これら判決で認められた原告の貢献度の高さは、これら原告に特有の事情が勘案された結果と理解される。

また、いずれの判決でも、職務創作意匠についての貢献度は、職務発明や職務考案についてのそれと、同じと認定されている。

意匠は、発明に比べて、(著作物ほどではないとしても)創作者の個性が発揮される場合があると思われる。そうすると、従業者による貢献度について、職務発明よりも高く認定されることは、あり得なくはないと考えられる。とはいえ、よほど斬新な意匠などでない限りは、せいぜい職務発明の場合と同程度か、専門的なデザイン・スキルを有さずとも創作できる意匠であれば、職務発明の場合よりも低いこともあり得よう。

## 4. まとめ

職務創作意匠に関する裁判例を通覧したことによって、次の点が明らかになった。

- 多くが相当の対価の請求に関する事案である。
- ⑥〔物干し器〕のみが、原告がデザイナーで、職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求された事案(ただし、請求棄却。)と見られる。
- 平成16年法及び平成27年法が適用された公判裁判例は、いまだないと見られる。
- 相当の対価の請求が認容された裁判例では、いずれにおいても、当該事案に特有の事情が強く作用しているおそれがあると理解される。

本稿が、今後の職務創作意匠に関する検討の参考となれば、幸いである。

### (注)

- (1) 例外的に、概説書としては、竹田稔=川田篤『知的財産権訴訟要論(意匠編)』45-46頁(発明推進協会、2020)が、⑤〔輸液容器〕の一審判決及び③〔三角プレート〕を紹介する。また、Tatsuyuki Suemune, *Ownership of Design Rights, in JAPANESE DESIGN LAW AND PRACTICE* (Christoph Rademacher & Tsukasa Aso eds., 2020), loc. 111 (Kindle) も、③〔三角プレート〕を詳細に紹介する。
- (2) 網羅的な紹介として、吉田広志「職務発明に関する裁判例にみる論点の研究」田村善之=山本敬三編『職務発明』52頁(有斐閣、2005)、吉田広志「職務発明関連訴訟における新たな動向—使用者が受けるべき利益を中心に—」知的財産法政策学研究27号31頁、59-60頁(2010)(以下「吉田・新たな動向」と表記して引用する。)、中山信弘=小泉直樹編『新・注解 特許法(2版)【上巻】』551頁[飯塚卓也=田中浩之](青林書院、2017)などを参照。
- (3) 上級審の判決として、大阪高判昭和62年10月29日・昭62(ネ)245・LEX/DB27805794及び最判昭和63年11月11日・昭63(オ)128・LEX/DB27806011があるが、実質的な判断は、一審判決でなされている。
- (4) 原告の創作者性を否定した。詳細につき、拙稿「意匠法における創作者の認定」*パテント*77巻11号114頁(2024)を参照。
- (5) 職務創作意匠に係る請求は棄却されている。

問題となった意匠は、エアコンの室外機の内部に搭載されるファンに係るもので、需要者による視認が困難なものだった。一審及び二審のいずれも、使用者が当該意匠の独占的な実施による独占の利益を得たとは認められない、との結論を共通とする。ただし、次のとおり、理由の書きぶりがやや異なる。

一審判決は、当該ファンについて、「需要者の視覚を通じて美感を想起させる態様で実施されているとは認められない。そうである以上、仮に本件各意匠1のいずれかが対象製品群1において実施されていたとしても、被告が本件各意匠1を独占的に実施することによって独占の利益を得たとは認められない。」とする。二審判決は、当該ファンの形状等について、「ファンが取引される通常の状態で、視覚によって認識することができず、需要者の視覚を通じて美感を起させるものとは認められないから、意匠に該当するものとはいえない」ことから、被告が意匠を実施したとは認められない、とする。

従前から、外部から視認できない意匠は、意匠法の保護対象とはならず、侵害訴訟でも、被疑侵害意匠が外部から視認できなければ、意匠権侵害が否定されてきた。一審及び二審判決のいずれも、同様の趣旨の判断と理解される。

ただ、職務創得意匠の相当の対価における「使用者等が受けるべき利益」は、意匠の事実上の排他的効果によって得られる利益であると解される（後述3.2）から、意匠の不実施、即、受けるべき利益がない、ということではないと考えられる（吉田・新たな動向（前掲注（2））59-60頁を参照。）。⑦〔ファン〕の事案で、意匠権の排他的効果による利益があったとは考えにくいことから、判決の結論自体には問題ないだろうが、やや誤解を招きそうな判示のようには思われる。

(6) なお、⑦〔ファン〕のうち、職務発明の一部については、平成16年法に基づく請求が認められた。

(7) ある者の職能がデザイナーか否かを判別する方法は、いくつか考えられる（詳細につき、森永泰史「意匠情報や特許情報を活用したデザインマネジメント研究の発展可能性」日本知財学会誌16巻2号64頁、68頁（2019）を参照。）。本稿では、職務発明又は職務考案に基づく請求もなされていたこと、問題となった発明、考案、意匠の内容のほか、④〔鉄筋曲げ機〕の原告が被告の「技術部長」の職にあったこと、⑤〔輸液容器〕の原告が被告の「総合研究所第二研究部（第四研究部）」に所属していたこと、⑦〔ファン〕の原告が被告の「住環境開発センター」に所属していた（デザイン研究所（当時）の所属ではなかった。）こと（いずれも判決文に記載のとおり。）から、本文に記載のとおり、推測した。

(8) ③〔三角プレート〕の原告は、営業担当の専務取締役であるから、エンジニアともいえない。

(9) 池内健太＝元橋一之「特許データと意匠データのリンケージ：創作者レベルで見える企業における工業デザイン活動に関する分析」NISTEP DISCUSSION PAPER No.171 8頁（2019）（<http://doi.org/10.15108/dp171>）を参照。なお、発明者を創作者に含む意匠登録出願の数は、減少傾向にある（「エンジニア（発明者）とデザイナー（創作者）の役割分担が進んでいる」（同10頁））という。

(10) ほかに、従業者の創作者該当性が考えられる。当該論点につき、拙稿・前掲注（4）を参照。

(11) 竹田＝川田・前掲注（1）45頁は、このような理解と見られる。ただし、二審判決のいうように、職務発明による超過売上高の認定で評価し尽くされた、と理解する余地もあると思われる。

(12) 茶園成樹編『意匠法（2版）』49頁〔青木大也〕（有斐閣、2020）を参照。

(13) ただし、竹田＝川田・前掲注（1）45頁は、一審判決の前述の言い回しについて、「『美観を共通にしない意匠を選択することが容易である』というように判示すべき」という。たしかに、意匠には、通常、代替性がある（意匠法5条3号も参照。）と思われるから、代替意匠の存在をあまりに強調し過ぎると、職務創得意匠による超過売上高の存在が常に否定されかねないと思われる。

(14) 長谷川光一「デザイナーのモチベーションとデザイン部門のモチベーションマネジメント」日本知財学会誌10巻3号46頁、52頁（2014）を参照。

(15) 意匠法39条3項の実施料相当額を算定する際にも、特許権の実施料率に関する調査結果が参照される場合がある。そのような裁判例は、①当該調査結果に見られる特許権の実施料率とおおむね同じ水準の料率を、意匠権の実施料率として認める裁判例（東京地判令和6年10月30日・令3（ワ）20229〔収納容器〕）と、②そのような特許権の実施料率よりも高い水準の料率を、意匠権の実施料率として認める裁判例（大阪高判令和3年2月18日・令2（行ケ）1492・判時2538号62頁〔データ記憶機二審〕、大阪地判令和2年5月28日・平30（ワ）6029・判時2538号68頁〔データ記憶機一審〕、大阪地判平成24年11月8日・平23（ワ）3361〔立体フェイスマスク〕、東京地判平成23年12月27日・平27（ワ）13219〔蒸気モップ〕。やや微妙ではあるが、大阪地判令和4年2月10日・令元（ワ）10829〔頭部マッサージ具〕。）、に分けられると思われる。

本文で述べたとおり、意匠の方が、特許よりも代替可能性があると考えられることから、通常、意匠権の実施料率は、特許権のそれよりも低くなることが多いと考えられる。そうだとすれば、①の裁判例で認定された意匠権の実施料率には、いわゆる侵害プレミアムが上乘せられていると理解することができる（前掲〔収納容器〕は、この趣旨を明確に述べていると理解される。）。また、職務創得意匠の裁判例に見られるように、意匠権の実施料率が特許権のそれのおおよそ半分、というのが正当だとすれば、ここでの侵害プレミアムは、いわゆる「2倍説」の水準といえる。

②の裁判例では、それを上回る水準の実施料率が認められている可能性がある。これらの裁判例では、当該事案特有の事情（物品分野の性質や、意匠の顧客誘引力など）が考慮されたか、そうでなければ、過大な実施料率が認められたおそれがあると考えられる。実際、1999年から2021年の間、意匠法39条3項の適用で認定された意匠権の実施料率の平均値は、特許法102条3項の適用で認定された特許権の実施料率の平均値を上回っている（拙稿「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号44頁、47頁（2023）を参照。）から、上振れ傾向にあるおそれがある。

- (16) 発明協会研究所編『実施料率：技術契約のためのデータブック（3版）』43頁（1990年、発明協会）が参照されたと推測される。当該調査は、技術導入契約における料率に関するものである（同12頁）から、特許権の実施料率が念頭に置かれていると考えられる。
- (17) 吉田・新たな動向（前掲注（2））67頁を参照。

（原稿受領 2025.6.11）

**JPAA  
Information**

## ヒット商品は こうして生まれた！

令和4年  
改訂版

**ヒット商品を支えた知的財産権**

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた！」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、[panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp) までご一報ください。